

議案第19号

令和3年度における特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定について

令和3年度における特別職の職員の給与の特例に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年2月22日提出

佐倉市長 西田三十五

佐倉市条例第 号

令和3年度における特別職の職員の給与の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、特別職の職員で常勤のものの給与の支給について、特別職の職員の給与に関する条例（昭和34年佐倉市条例第9号。以下「給与条例」という。）の特例を定めるものとする。

(給料の支給の特例)

第2条 市長、副市長、上下水道事業管理者及び教育長の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間における給料の支給に当たっては、給与条例の規定にかかわらず、給与条例第3条各号に定める額（給与条例第5条第2項の規定が適用される場合にあつては、同項の規定により計算された額）から100分の10を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

(端数処理)

第3条 前条の規定により支給されることとされた額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。